

Title	国際重複課税の防止
Sub Title	
Author	成瀬, 義春
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1929
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.23, No.5 (1929. 5) ,p.643(1)- 670(28)
JaLC DOI	10.14991/001.19290501-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19290501-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19290501-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

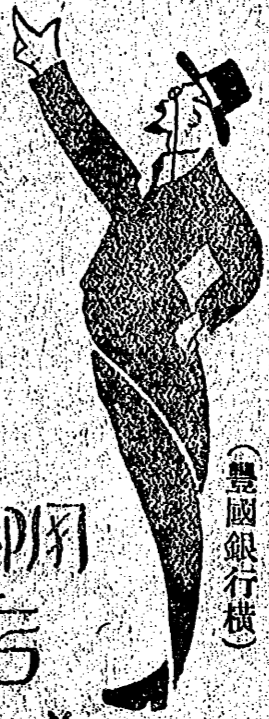
The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

國際重複課稅の防止

成瀬義春

一 國際重複課稅と其の影響

國際重複課稅とは同一課稅物件の全部又は一部が二國以上に於て課稅せらるゝの謂にして、例へば内國に居住する外國人が外國に於て財産を所有し又は外國より所得を收受するとき、其の財産又は所得の全部若くは一部に對し内外國双方に於て課稅せらるゝが如き、又外國に居住する内國人が内國に財産を遺して死亡したるとき、其の遺産に對して内外國双方より相續税を課せらるゝが如き場合は、



(豐國銀行横)

スタイル優秀 期日正確

慶應義塾制服御用 秋山洋服店

芝区三田四國町六 電話高輪五八一七 三田(46)三七九二

合着と夏服

御支度は井澤

慶應義塾御指定

正門前 井澤洋服店

電話三田(46)三五三二

れなり。

重複課税は獨り國際間のみの問題にあらず。一國內に於ても重複課税は種々面倒なる問題を生じ、殊に之が爲め納税者間に負擔の不均衡を來す其の弊害は社會正義上將た經濟上輕視すべからざるものあり。此の方面の問題に關しても學者實際家の間に論議の絶へざる所以なれども、重複課税は之を國際間の問題として見るとき其の意義一層重大なるものあるが如し。蓋し一國內に於ける重複課税の問題は單一國に於ては勿論、聯合國に於ても之を解決すること比較的容易にして、且つ重複課税の行はるゝ場合も甚だ多からざれども、國際間に於ける重複課税の問題は之を解決すること容易ならざるのみならず、實際上重複課税の行はるゝ場合頗る多く、随つて其の影響甚だ大なるものあればなり。

國際重複課税の弊害の主なるものは、

(一) 國際間に於ける資本勞働の自由移動を妨ぐるること。

甲國が其の國より生ずる所得又は其の國に在る財産に就き、乙國の住民に課税するときは、乙國が其れ等の所得又は財産に對し課税を免除せざる限り、

必然重複課税となるべきを以て、乙國の住民は甲國より得らるべき所得又は財産の収益が自國に於て得らるべきものよりも大なるのみならず、斯かる重複課税を償ふに足る程度に大ならざる限り、甲國に資本を投下し、又は甲國の爲めに働くことを敢てせざるべし。斯くて兩國間に於ける資本勞働の自由移動は由から障礙を受けざるを得ず。

(二) 通商の自由を阻害すること。

重複課税は國際間に於ける資本勞働の自由移動を妨ぐるのみならず、一國が他國に於て商工業上の永久的設備を設くること(例へば支店、工場、倉庫等を設くるが如き)を困難若くは不利益ならしむる結果、自然通商の自由を阻害す。

(三) 國際間に負擔の不公平を來し、之が國際正義、國際平和の上に暗影を投じ、世間人類の福祉に悪影響を及ぼすこと。又、一國が他國に於ける利益を保護し、或は他國の利益を侵害すること。此の三點に歸することを得べし。而して斯の如き弊害を除去することは固より一國の單獨行爲に依つて爲し得べき所にあらず。國際間の協調協力は其の自然の要求に出づるものと云ふべきなり。

二 國際的協調

重複課税防止に關する國際的協調は可なり古くより行はれたる所にして、其の條約の形に現はれたる最初のものは、一八四三年、フランスとベルギーとの間に、徵税上の便宜となるべき有らゆる文書情報の交換を約したる協約なるべし。試みに同年以後重複課税に關し各國間に締結せられたる條約を列擧すれば左の如し。  
(Seligman: Double Taxation and International Fiscal Cooperation に據る)

重複課税に關する各種條約

- 一八四三年 フランスとベルギー
- 一八四五年 ベルギーとオランダ
- 一八五一年 オランダと關稅同盟
- 一八七一年 イギリスとツォー (Vaud)
- 一八七三年 ドイツとオランダ
- 一八九八年 ドイツとオランダ
- 一八九九年 アメリカとイギリス
- 一八九九年 オーストリアとプロシヤ
- 一九〇一年 オーストリアとギリヒテンシュタイン

- 一九〇二年 オーストリアとギリシヤ
- 一九〇四年 イタリアとスウェーデン
- 一九〇六年 オーストリアとイタリア
- 一九〇六年 バルビエとプロシヤ
- 一九〇六年 イタリイとルーマニヤ
- 一九〇七年 フランスとイギリス
- 一九〇九年 ルクセンブルグとプロシヤ
- 一九一〇年 ドイツとギリシヤ
- 一九一〇年 バルビエとプロシヤ
- 一九一二年 ルクセンブルグとアルサスローレン
- 一九一三年 バルビエとデン
- 一九一九年 スペインとギリシヤ
- 一九二〇年 ポリシヤとドイツ
- 一九二一年 オーストリアとチアツコスロバキヤ
- 一九二一年 ドイツとオーストリア
- 一九二二年 ドイツとダンチツヒ
- 一九二二年 ドイツとザール
- 一九二二年 ドイツとチエツコスロバキヤ

一九二二年	オーストリア、ハンガリー繼承國
一九二二年	ハンガリーとチェコスロバキヤ
一九二二年	オーストリアとチェコスロバキヤ
一九二二年	フランスとザール
一九二三年	ドイツとポーランド
一九二三年	ドイツとハンガリー
一九二四年	ノールウェーとイギリス
一九二四年	イタリアとチェコスロバキヤ
一九二四年	ポーランドとデンマーク
一九二四年	スペインとイギリス
一九二四年	オーストリアとハンガリー
一九二四年	ルーマニアとハンガリー
一九二五年	チェコスロバキヤとポーランド
一九二五年	フランスとモナコ
一九二五年	ドイツとロシア
一九二五年	イタリアとドイツ
一九二五年	イタリアとハンガリー
一九二六年	イギリスとアイルランド

一九二六年	ポーランドとオーストリア
一九二七年	デンマークとアイスランド
一九二八年	ドイツとデンマーク

是等の内、國際重複課税防止の立場より觀て最も重要なるは一九二一年のオーストリア、ハンガリー繼承國間に締結せられたる條約にして、直接税一般に就き後に述ぶる住居地主義と源泉地主義とを併用し、其の後の協約に對して據るべき一標準を示せるは注目すべし。たゞ是等の條約に就て遺憾に思ふ所は、概して協定税目の種類の少きに過ると、課税上の主義を同じうせざる爲め條約の効果を減却するの一事なり。若しも重複課税の防止を目的とする各種の國際條約が同一主義の下に比較的廣汎なる範圍に亘りて協定を行はんか、其の效果の見るべきものあるは疑を容れず。國際聯盟は此の點に着眼し、數年來國際重複課税防止の爲めに多大の努力を致しつゝあるものゝ如し。

第三、國際聯盟の活動  
國際聯盟が重複課税問題に注意を向け始めたるは一九三〇年ブラッセルの國



を明確に定むることは殆ど不可能なれども、何れが兩國が斯の如き割當を定むることを望むときは、右の區別が自から其の標準となるべし。

(四) 正確なる割當を爲すこと困難なる場合には、第一類を全然源泉地課税に依らしめ、第二類を全然住居地課税に依らしむることに依つて大體公正を期することを得べし。蓋し一國は一方に於て失ふ所を略ぼ他方に於て償ひ、而かも比較的簡單を期し得るの大利益あればなり。

専門委員會の決議

- (一) 現今世界には幾多の異なる税種あり。之を大別すれば物税 (impôts réels) と人税 (impôts personnels) との二種となる。故に先づ兩者を區別するの必要あり。
- (二) 物税に於ては源泉の觀念、人税に於ては住居の觀念最も大切なるを認む。
- (三) 物税及び人税の間に於て特別の區別を設け、若干の相違を認め、例外を規定し、オランダ及びアメリカの制度より控除の觀念を借用すべし。但し此の控除の觀念は之を狭き範圍に制限すること。

四 二國間の條約案

茲に於てか、聯盟理事會は本問題を實際的立場より一層具體的に研究し國際協約の模型となるべき條約案を作成せしむる爲め、英、米、獨、佛、日、和、外五ヶ國の専門家より成る委員會を設けたるが、右委員會は一九二六年五月以來三回の會合を重ね、一九二七年四月の最終會を以て條約案作成の任務を終へたり。條約案は、

- (一) 重複課税防止に關する二國間の條約案。
  - (二) 相續税に於ける重複課税防止に關する三國間の條約案。
  - (三) 課税上に於ける行政的共助に關する三國間の條約案。
  - (四) 徵税上に於ける司法的共助に關する三國間の條約案。
- の四者なるが、同年六月に開かれたる聯盟理事會は一九二八年中に政府専門家の國際會議を招集して、右の條約案を附議することを決議せり。斯くて重複課税問題に關する各國政府専門家の國際會議は豫定の如く、一九二八年十月二十三日より三十一日までベルギーのクラヴィエ氏議長の下にジュネーヴに於て開かれ、參加國はロシアをも含み二十七の多數に出り、外に國際商業會議所よりも代表者を派遣せり。會議は結局前記四個の條約案の外に、新に三個の條約案を加へて六個

の三國間條約案を採擇したるが、試みは其の要領を譯出すれば左の如し。第六國  
 威爾斯、A、直接税に於ける重複課税の防止、四國商業會議所、B、外務省、  
 C、二十一年第一、D、一般的のもの、E、九、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、  
 國(一)兩條約に於ては物税 (Impersonal taxes, impôts matériels) と人税 (Personal taxes, impôts per-  
 sonnels) との區別を明かにすること。……  
 (一) 四國商業會議所、A、物税、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、  
 (二) 不動産より生ずる所得は財産所在國に於て課税せらるべし。抵當若くは  
 同種債務より生ずる所得に就ても亦同じ。……  
 (三) 公債、債券、貸金、預金又は當座勘定よりの所得は債務者の居住國に於て課税  
 せらるべし。……  
 (四) 株式所得又は同種の利子収入は業務の本據の所在國に於て課税せらるべ  
 し。株式會社の支配人並に重役の報酬に就ても亦同じ。……  
 (五) 商業、農、企業所得並に各種の職業所得は永久的設備の所在國に於て課税せ  
 らるべし。……

「業務の本據、支店、鑛山並に油田、工場、作業場、代理店、倉庫、事務所、貯藏所は永久的  
 設備と看做さるべし。永久的設備が兩締約國內に存在するときは、各締約國は  
 若所得中その領土内に於て生じたる部分に對して課税すべし。……  
 但し海運及び航空事業より生ずる所得は其の業務の本據の所在國に於て課  
 税せらるべし。……  
 (六) 俸給、賃銀その他の報酬は之を收得する者の執務國に於て、官吏及び政府從  
 業員、眞の俸給は其の俸給支拂國に於て、公私の恩給は其の債務者の國に於て課  
 税せらるべし。……  
 (七) 止能以外の源泉より生ずる年金又は所得は其の債權者の課税上の住居所  
 在國に於て課税せらるべし。……  
 (八) 全所得に對する人税は納税者の課税上の住居所在國に於て課せらるべし。  
 但し當該住居所在國は其の人税中より次に掲ぐる金額の孰れか一方を控除  
 すること。……



(イ) 不動産所得並に工商農企業所得に對し對手國に於て現實に納付したる  
 税額。又は  
 (ロ) 前項の所得に關し住居所在國に於ける現行税率に據る税額。  
 此の控除額は住居所在國に於て課せらるべき全人税の一定歩合を超えざる  
 ものとす。

住居所在國が物税を課するときは、右に定めたる控除額は對手國に於て課税  
 せられたる所得に該當し若くは之に關係ある物税を含まざるものとす。

(九) 納税者が兩締約國內に課税上の住居を有するときは會計年度内に兩方に  
 居住したる期間の割合に應じ、又は政府間の協定に依り決せらるべき規定に  
 従ひ課税せらるること。

三、雜則

(十) 以上の原則は全財産、資本若くは全財産の増價に對する一時的の諸税に就  
 ても必要なる變更を加へて適用せらるべし。

(十一) 條文の解釋又は適用に關し締約國間に紛議を生じたるときは、平和的解

決を告ぐる爲め、或は國際聯盟理事會に依つて選任せらるることあるべき特  
 殊の専門的機關に問題の解決を委ね、或は仲裁又は司法的手段に訴へ例へば  
 常設國際裁判所の如きものを利用すること。

第二、特に住居主義に重きを置く國々の間に適用

(一) 物税人税の區別を設けず協定すべき税目の特記すること。

(二) 原則として所得は納税者の住居所在國に於て課税せらるべし。

(三) 納税者が兩締約國に於て住居を有する場合に就ては第一と同じ。

(四) 左記の所得は其の源泉地に於て優先的に左の如く課税せらるべし。

(イ) 不動産より生ずる所得は財産所在國に於て課税せらるべし。抵當若く

は同種債務より生ずる所得に就ても亦同じ。

(ロ) 工商農企業所得並に各種の職業所得は永久的設備の所在國に於て課税

せらるべし。

(四) 株式會社の支配人及び重役の報酬は第一の(四)と同じ。

(二) 俸給、賃銀、恩給等は第一の(六)と同じ。

(五) 個人若しくは會社が締約國の一方の領土内に居住するとき、當該國は其の個人若しくは會社の有らゆる源泉より生ずる全所得中より次に掲ぐる金額の孰れか一方を控除すること。

(イ) 締約國の他の一方より優先的に課税せらるべき所得に對し現實に賦課せられたる税額。又は

(ロ) 全所得に對して支拂はるべき税額の優先的に課税せらるべき所得の全所得に對すると同一割合に相當する金額。

(六) (四)に掲げられざる収入に對し源泉税 (origin tax) を徴收したる國は相當の證據を提供せしめて其の税金を拂戻すべし。

(註) 第一の第一と異なる所は賣買され得る有價證券より生ずる所得を優先的に住居所在國に歸屬せしめ、且つ物税と人税との區別を設けざる點に在り。

第三、異なる租税制度を有する國々の間に適用

せらるべきもの(註)

(一) 第二と同じく物税人税の區別を設けず。

(二) 不動産より生ずる所得及び抵當若しくは同種債務より生ずる所得、工、商、農、企業所得並に各種の職業所得、株式會社の支配人及び重役の報酬、俸給、賃銀、恩給等は第一及び第二と同じ。

(三) 動産より生ずる所得は債權者の住居所在國に於て課税せらるべし。

對手國が源泉控除の方法に依り其の國の領土内に於て生ずる資本所得に對し課税を行ふときは、住居所在國は對手國に於て生ずる所得に對し普通の直接税以外に特別の税を課することを見合はするか又は其の中より對手國に於て支拂はれたる税金を控除すべし。

(四) 上記以外の源泉より生ずる年金又は所得に就ては第一と同じ。

(五) 納税者が兩締約國に於て住居を有する場合に就ては第一及び第二と同じ。

(六) 條約の條項に基き締約國の孰れか一方が所得又は財貨に就き課税上如何なる讓歩を爲すも當該國は納税者の全所得又は全財産に相當する税率を全

課税財源に適用するの権利を保留すべし。

(註) 第三は第二と同様、物税人税の區別を設けざる點に於て第一と異なるも、助産資本より生ずる所得以外のものに就ては第一と多く異なる所なし。

第四 相續税に於ける重複課税の防止

(一) 協定の目的たる相續税の何たるかを明かにすること。

(二) 相續税は死亡者の住居所在國に於て他國に存在する財産を含めて死亡者の遺せし全財産に對し賦課せらるべし。住居なきときは死亡者の本國を以て住居所在國と做す。

(三) 締約國の一方に居住せし死亡者が對手國に財産を遺すときは後者は其の遺産に對し相續税を課することを得。

但し他國所在の他の資産を除き當該財産の價格に適用せらるべき税率に據ること。

(四) 前二條項を同時に適用することより生ずる重複課税を防止する爲め、死者の居住せし國家は不動産家具造作等に就て次の二項目の控除を許容すべし。

(イ) 他國所在の資産に對し住居所在國に依り課せられたる税額。

(ロ) 資産所在國に於て其の資産に對して支拂はるべき税額。

(五) 特殊の財産を擔保し若くは之に歸せらるべき債務は其の財産の價格中より控除せらるべし。他の債務は締約國間の特別協定に依り特殊の資産に割當てらるべし。

第五 課税上の行政的共助

(一) 締約國は税の査定に必要な凡ての事項に就て次に掲ぐる行政的共助を與ふることを要す。

(イ) 課税に關する情報の交換。

(ロ) 或種の手續を實行するに就て行政當局間の協力。

(二) 右情報の交換は兩締約國の一方に於て課税せらるべき自然人並に法人に就て行はるべきこと。關係者に就ては其の住所氏名家庭上の責任事情をも詳記し次の諸點に觸れること。

(イ) 不動産に就ては資本價格又は所得額、物上權利、抵當その他による債務。

- (四) 抵當權又は同種の權利に就ては抵當財産の種類利子額及び利率。
- (五) 工商農企業に就ては課税の基準たるべき利潤賣上高その他の要件。
- (六) 勤勞所得と重役報酬。
- (七) 賣買され得る有價證券債權預金當座勘定に就ては資本金額並に所得。
- (八) 相續權に就ては死者及び相續人の氏名住所死亡の時日財産相續人の取分その他課税の基準たるべき事項。

(三) 孰れの締約國も租税立法上得難き詳細を提供し、又は一國の法規慣例に反する行政的手段を實行するの義務を負ふことなし。又孰れの締約國も右條項の適用が其の國策に反すと認むるときは其の適用を拒むことを得。

(四) 行政的援助は特別に費用を要する場合の外無償にて與へらるべし。

#### 第六 徵稅上の共助

(一) 徵稅上の共助は租稅の原本及びそれに伴ふ諸負擔(諸費用利子)に就き租稅上の債務にのみ適用せらるべし。

(二) 租稅上の債務の取立は債務者の身分又は財産を管轄する國家に依り債權

國よりの要求を俟つて行はる。

(三) 要求を受けたる國は成るべく速に之に應ぜざるべからざるも、國家政策上或るの理由よりして之に應ずる能はざるときは、之を拒むことを得。

#### 第五 課稅上の主義

國際課税に就ては、住居地主義に依るものと、源泉地主義に依るものと、住居地源泉地併用主義に依るものと、の別あり。

甲、住居地主義とは人の生活の本據地に於て其の人に屬する所得、收益、財産を捉へて之に課税するの主義なり。人が一個處に永住して其の社會の一員となり、有形無形、直接間接に其の社會より尠からざる便益を受け、殊に生命財産の安全を保障せらるゝ以上、之に對して納税の義務を負ひ、各その能力に應じて國費の一部を負擔するは當然至當の事にして、此の事たる其の人の國籍如何に依りて差別すべきにあらず。蓋し外國人と雖も永く其の國に在りて經濟上は於ては殆ど内國人同様の待遇を受くるものとすれば、財政上これを内國人と同一に視るも何等の不都合なかるべければなり。之に反し内國人と雖も永く外國に在りて其の社會

の恩恵に濟し、經濟止に於ては殆ど其の國の人々と同様に待遇せらるゝものとするれば、之に内國居住の内國人と異らざる納税義務を負はしむることは不條理至極にして、財政上に於ては寧ろ之を外國人と同一に看做し、差支なかるべし。住居地主義は此點に於て一見甚だ適切なるに似たり。殊に各國が此の主義を徹底せしむるときは、重複課税の危険は實害とは概ね之を除去することを得べきなり。然るに此の主義を徹底せしむるには實際上多少の困難あり。外國に在り又は外國より來る課税物件を捕捉するなどの困難は其の十なり。同一人が内外三國以上に住居を有する場合、何れに於て重く課税するか之を定むることの困難は其の五なり。前記の條約案に據れば、前者に對しては情報の交換、徵税上の共助に依りて課税物件の捕捉難を緩和し、後者に對しては會計年度内に於ける居住期間の長短を標準として税額の割合を定むることに依りて其の困難を除去せんとするが如し。双方共に適當の方法には相違なきも、情報の交換、徵税上の共助は果して萬全を期し得るや否や、又居住期間の長短を標準として税額の割合を定むるが如き言ふに易く行ふに難しの嫌ひなきを得るや否や、共に聊か疑問とする所なり。

假に是等の方法に依りて一切の困難を除去し得て住居地主義を徹底せしむるとしても、或國に於て財産を所有し、又は所得を收受し、其の財産又は所得に就て其の國より相當の保護便益を受くる者が、住居地にあらざるの故を以て其の國の財政上は何等の寄與を爲さざるが如きは不穩當と云はざるべからず。又之を住所地在國と課税物件所在國との關係より見るも、課税物件の關する限り、財政上何等の負擔を爲さざる前者が尠からざる利益を受け、財政上尠からざる負擔を爲したる後者が何等の利益を受けざるが如き、云はゞ一方は勞せずして得、他方は勞して得られざるの類にして、之を財政的見地よりするも、將た國際正義の觀念より考ふるも、到底肯肯し難き所なり。殊に之を實際問題として見るときは、斯の如き課税物件を多く發生せしむる國は概ね世界の債務國にして、財政收入源も亦豊ならざるを常とするが故に、住居地主義を實行して其の重要なる收入源を失ふことは、是等諸國の堪へ得る所にあらざるなり。

乙、源泉地主義とは所得、收益、財産等の課税物件が如何なる人に屬するを問はず、凡て其の所在國に於て是等を捉へて之に課税するの主義なり。此の主義に據

るときは課税物件の捕捉容易にして住居地主義に據る不便と困難とは之を避け得べし。又各國が此の主義を徹底せしむるときは重複課税の弊をも除き得べしと雖も、二個の弊害の伴ふことを免かれず。一は課税物件の關する限り、外國居住者が内國居住者と同一に取扱はるゝこと、他は所得の全部若くは大部分を外國より得る内國居住者が其の所得の關する限り、國內に於て全然若くは殆ど課税を免かるゝこと、是れなり。後者の弊は其の居住國の租税制度如何に依りては深く顧みるに足らざるべしと雖も、<sup>(註)</sup>前者の弊は此の主義の最大缺點とも看做すべきものにして、國際正義の觀念にも反するが如し。蓋し内國に居住して身命財産その他一切の保護を受くる者と外國に居住し單に内國に於て財産を所有し又は所得を收受する者とを同一に取扱ひ、例へば兩者が内國に於て收受する各一萬圓の所得に對し同額の税を課することは妥當にあらず。若しも納税力の點より見れば後者は前者に優れるやも知るべからずと雖も、前者が外國に於ても所得財産を有するとせば、此の場合、納税力の大小は一國に對する納税義務の有無大小を測定するの標準となるものにあらず。勿論或國に於て財産を所有し、又は所得を收受

し、其の財産又は所得に就て其の國より相當の保護便益を受くる者は外國居住者と雖も其の國の財政上に何等かの寄與を爲すべき義務を有するも、其の義務は其の國の居住者にして同一の財産又は所得を有する者の義務と同一程度のものにあらずして餘程割引せらるべきを當然とす。源泉地主義を其の儘採用するの不條理なるを知るべし。

(註) 一國の税制が交通税消費税に備倚し、税收入の大部分が是等より生ずるときは、<sup>(註)</sup>外國よりの所得に依つて生活する者と雖も、稍や満足に納税の義務を果すことを得べし。

丙、住居地源泉地併用主義とは、或種の<sup>(註)</sup>に對しては住居地主義を適用し、他の種の税に對しては源泉地主義を適用し、以て兩主義の長を採り短を補はんとするものにして、適用宜しきを得るときは前記の諸弊害を除去し、又は緩和し得て、而かも重複課税を避ぐることを得べし。近年重複課税防止を目的として二國間に行はるゝ條約、前記の諸決議及び條約案並に最近の學説は概ね此の主義を支持するものゝ如し。而して此の主義を支持する者は、人税には主として住居地主義を適

用也、物税には主として源泉地主義を適用するに略ぼ一致せるも、何を以て入税と爲し、何を以て物税と爲すやに就ては學者實際家の間に多少意見の相違あり、又或種の税に對して兩主義を同時に適用せんとする場合に、其の適用の割合を如何に定むべきやに就て實際上の困難あり。是等は此の主義の缺點と認めべきものなれども、前記の兩主義に比すれば遙かに優れるが如し。

六 條約案の價值

前掲の條約案は、云ふ迄もなく、住居地源泉地併用主義を採用せるものにして、固より理想的の條約案とは稱すべからざるも、國際重複課税防止の如き多くの困難を伴ふ問題に對し、理想的解決案を求むることは本來無理にして、多少の缺點は已むを得ざる所なり。條約案は二國間の協定を目標とせるも、是は一般國際條約に進む階梯たるにせよとするの趣旨に出でたるものにして、各國甚だしく租税制度を異にする今日、直に一般國際條約を締結することの容易ならざるを思ふときは、先づ二國間より始めて漸次一般に及ぼすことの得策なるを認めざるを得ず。入税及び物税の區別に就て何等據るべきの標準を示さず、全然當事者の協定に

俟たんとするは條約案の一缺陷とも見るべきも、各種の具體的租税に就て兩者の正確なる區別を定むることは困難と云はんよりは寧ろ不可能に近きを以て殊更に之を避けたるものならんか。

物税に於て課税物件が内國居住者に屬すると外國居住者に屬することに依つて税額上に何等の差別を設けざるは是れ亦條約案の一缺點と看做すべきものにして、筆者は前述の理由に依り兩者の間に適當の差別(何を以て適當とするや)は問題なれどもを設くるの妥當なるを信するものなり(註)。

(註) 神戸正雄博士は「所得税及財産税を財源地(筆者の云ふ源泉地)と住所地とにて折半課税するの主義」を最適當と認めらる。

條約案には此の外些細の點に於て異議を挾むべき餘地少からざれども、要するに此の條約案たる一の模型に過ぎずして之を其の儘實際に適用すること能はざるは起草者の熟知する所なるべければ、是れ以上案の缺陷を指摘することを止め、筆者は國際聯盟が多年重複課税防止の爲めに致したる努力の一部が報ひられて條約案となり、各國に對して一の指針を示し得ることを喜び、同時に該案の學理上

及び實際上の價值が國際重複課税に關する他の如何なる條約にも譲らざることを認め、筆を擱くものなり。

(追記) 本稿は左の文獻に負ふ所多し。

神戸正雄博士「租税研究」第七卷

Seligman: Double Taxation and International Fiscal Cooperation.

Pigou: A Study in Public Finance.

Rapport sur la Double Imposition, présenté au Comité financier de la Société des Nations par Mm. Bruins, Einaudi, Seligman, et Sir Josiah Stamp, 1923.

Rapport présenté au comité financier de la Société des Nations par le comité des experts techniques sur la double imposition et l'évasion fiscale, 1927.

Réport presented by the General Meeting of Government Experts on Double Taxation and Tax Evasion, 1928.

（以下は、本稿の本文に属する部分であり、本文の正確な複製を目的として、この部分のみを抽出して掲載する。本文の全容については、上記の参考文献を参照されたい。）

### 『國民主義政治經濟學』の成立

山田正夫

一八三三年の頃から1837年の鐵道組織運動は着々實現の曙光を見るに至り、一八三五年には鐵道會社が創立せられ、遂に一八三七年に至つて一部の建設完成してその開通を見るに至つた。私は前回發表した「舊大陸に歸りたる新人の活躍」に續いて此の間に於ける事情を考察するのが順序であるを考へるが、不幸にして未だ此の點に關する重要文獻に少く不足を感じて居るので、しばらく之を後日に譲ることとした。其の爲に當然鐵道運動に關して敘述のあるべき年代に之を缺き、更に前稿と本稿との聯絡上多少讀者に疑問を遺したるかの觀があるけれども、此等の點はやがて補充せんとする一章に依つて凡て明かにせらるべきことを了解して戴きたい。

一八三七年の秋にLiseは又もや祖國を去つて佛蘭西に赴く決心を固めた。これは彼が其の當時財産上に少からぬ打撃を蒙つたので、一旦國外に逃れて靜かにその跡始末をつけ度いと思つたからであつた。

彼はParisに向ふ途上白耳義に入つてBasselに立寄り、舊交ある同國の政治家連に歓迎を受けたが、彼の創造的頭腦は遂に國王 Leopoldをも深く動かして、その眞に當る佛蘭西國王 Louis-Philippeに對して親しく紹介を受くるの便益を惠まれた。更に轉じてOstendeに至り暫く足を停めて健康を養ふ中に、圖らずも彼はAugsburger Allgemeine Zeitungの主幹 Dr. Kolbと邂逅して舊交を暖む